

附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター関係規程

- 三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設規程
- 三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設運営会議規程
- 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター規程
- 三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設フィールド教育推進部門規程
- 三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設プロジェクト推進部門規程
- 三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設地域連携・サテライト推進部門規程
- 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設農場管理委員会規程
- 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設演習林管理委員会規程
- 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設水産実験所管理委員会規程
- 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター技術部規程
- 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター宿泊所規程
- 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設農場利用規程
- 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設演習林利用規程
- 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設水産実験所利用規程
- 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター職員安全衛生管理細則
- 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター所有の公用車運用管理に関する申合せ
- 三重大学フィールド研究・技術年報に関する規程
- 三重大学フィールド研究・技術年報投稿規定

三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学大学院学則第6条の2第3項の規定に基づき、三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設（以下「附属施設」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 附属施設は、循環型社会の実現、自然との共生、自然環境の保全及び多様な生物資源の持続的利用に関する教育・研究を行うとともに、教育・研究成果等を通じて、広く地域社会に貢献すること（以下「教育研究活動等」という。）を目的とする。

(組織)

第3条 附属施設に、教育研究活動等を実地に行うため、次に掲げるセンター等を置く。

- 一 紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター（以下「F S C」という。）
- 二 練習船勢水丸

2 センター等に関し必要な事項は、別に定める。

(運営会議)

第4条 附属施設に、三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(部門)

第5条 運営会議に、附属施設の教育研究活動、地域・社会貢献活動及び管理運営を円滑に行うため、フィールド教育推進部門、プロジェクト推進部門及び地域連携・サテライト推進部門を置く。

2 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 附属施設の事務は、生物資源学研究科チーム附属教育研究施設事務室において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設運営会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設規程第4条第2項の規定に基づき、三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設運営会議（以下「運営会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設（以下「附属施設」という。）の教育研究活動及び管理運営の基本方針に関すること
- 二 附属施設の諸規程等の制定及び改廃に関すること
- 三 附属施設専任大学教員の人事に関すること
- 四 附属施設の概算要求に関すること
- 五 フィールドサイエンスセンターの各附属施設長（農場・演習林長・水産実験所長）の選考に関すること
- 六 各附属施設間の連携及び調整に関すること
- 七 その他附属施設の運営に係る重要事項に関すること

(組織)

第3条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 生物資源学研究科長
- 二 フィールドサイエンスセンター長
- 三 附属練習船勢水丸船長
- 四 フィールドサイエンスセンター企画戦略部長
- 五 各附属施設長
- 六 生物資源学研究科事務長
- 七 附属教育研究施設事務室長
- 八 その他運営会議が必要と認めた者

2 前項第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第6号及び第7号の委員は、前条第3号及び第5号の審議には加わらないものとする。

(議長)

第4条 運営会議に議長を置き、生物資源学研究科長をもって充てる。

2 議長は、運営会議を招集する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 運営会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 運営会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 運営会議が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 運営会議の庶務は、生物資源学研究科チーム附属教育研究施設事務室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設規程第3条第2項の規定に基づき、三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター（以下「FSC」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 FSCは、地域との連携活動の拠点として、山から海までの自然環境情報を発信し、各附帯施設を活用した公開講座や生涯教育を実践するとともに、学部内外の共同プロジェクトを企画立案し、教育研究活動の活性化（以下「教育研究活動等」という。）を目的とする。

(附帯施設)

第3条 FSCに、教育研究活動等を実地に行うため、次に掲げる附帯施設を置く。

- 一 農場
- 二 演習林
- 三 水産実験所

(職員)

第4条 FSCに、次に掲げる職員を置く。

- 一 フィールドサイエンスセンター長（以下「FSC長」という。）
- 二 フィールドサイエンスセンター企画戦略部長（以下「FSC企画戦略部長」という。）
- 三 副フィールドサイエンスセンター長（以下「副FSC長」という。）
- 四 各附帯施設長
- 五 専任の大学教員
- 六 兼務の大学教員
- 七 技術職員

(FSC長)

第5条 FSC長は、FSCの管理及び運営を統括する。

- 2 FSC長は、大学院生物資源学研究科（以下「研究科」という。）の専任の教授の中から選挙により選出し、研究科教授会の議を経て学長が任命する。
- 3 FSC長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 選挙については、別に定める。

(FSC企画戦略部長)

第6条 FSC企画戦略部長は、FSC長を補佐する。

- 2 FSC企画戦略部長は、生物資源学研究科長（以下「研究科長」という。）が任命する。
- 3 FSC企画戦略部長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(副FSC長)

第7条 副FSC長は、FSC長及びFSC企画戦略部長を補佐する。

- 2 副FSC長は、各附帯施設長が兼務し、研究科長が任命する。

(附帯施設長)

第8条 附帯施設長は、F S C長及びF S C企画戦略部長の指揮の下、附帯施設の業務を処理する。

2 附帯施設長は、附帯施設に関連する教授又は准教授の中から運営会議の議に基づき、研究科長が任命する。

3 附帯施設長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(専任の大学教員)

第9条 専任の大学教員は、第3条に規定する附帯施設のいずれかに属し、教育研究活動等を推進するとともに、附帯施設の業務の処理を担当する。

(技術部)

第10条 F S Cに技術部を置く。

2 技術部に関し必要な事項は、別に定める。

(客員協力教員及び客員協力員)

第11条 F S Cに客員協力教員及び客員協力員を置くことができるものとし、F S C長が任命する。

(事務)

第12条 F S Cの事務は、生物資源学研究科チームにおいて処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、F S Cに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月12日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設フィールド教育推進部門規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設規程第5条第2項の規定に基づき、三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設フィールド教育推進部門（以下「部門」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設を利用した学部及び大学院のフィールド科学教育の推進と充実を図るために、既設の授業・実習の内容・計画の調査及び見直し、新規授業・実習の企画立案を行うとともに、学科、専攻ならびに関連委員会との連携により円滑な授業・実習の実施ならびに学生受入に対応することを目的とする。

(組織)

第3条 部門は、次の各号に掲げる部員をもって組織する。

- 一 部門長
- 二 専任大学教員
- 三 附属教育研究施設事務室長
- 四 その他部門長が必要と認めた者

2 前項第4号の部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第4条 部門に部門長を置き、生物資源学研究科長が指名する。

2 部門長は、部門会議を招集し、その議長となる。

3 部門長に事故があるときは、部門長があらかじめ指名した部員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 部門会議は、部員の過半数の出席をもって成立する。

2 部門会議の議事は、出席部員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部員以外の者の出席)

第6条 部門会議が必要と認めたときは、部員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(事務)

第7条 部門の事務は、生物資源学研究科チームにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部門の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設プロジェクト推進部門規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設規程第5条第2項の規定に基づき、三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設プロジェクト推進部門（以下「部門」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設を利用した教育研究の推進と充実を図るために、学部・研究科教育プロジェクトならびに研究プロジェクトの企画立案、各種外部プロジェクトの受入れ、概算要求等に対応することを目的とする。

(組織)

第3条 部門は、次の各号に掲げる部員をもって組織する。

- 一 部門長
- 二 専任大学教員
- 三 附属教育研究施設事務室長
- 四 その他部門長が必要と認めた者

2 前項第4号の部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第4条 部門に部門長を置き、生物資源学研究科長が指名する。

2 部門長は、部門会議を招集し、その議長となる。

3 部門長に事故があるときは、部門長があらかじめ指名した部員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 部門会議は、部員の過半数の出席をもって成立する。

2 部門会議の議事は、出席部員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部員以外の者の出席)

第6条 部門会議が必要と認めたときは、部員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(事務)

第7条 部門の事務は、生物資源学研究科チームにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部門の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設地域連携・サテライト推進部門規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設規程第5条第2項の規定に基づき、三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設地域連携・サテライト推進部門（以下「部門」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 三重大学大学院生物資源学研究科附属教育研究施設の教育研究活動及び地域・社会貢献活動を広く地域に発信するとともに、地域住民、近隣学校園児童生徒等を対象とした公開講座、生涯教育、体験学習、研修会等を企画立案し、地域社会とのコミュニケーションの向上を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 部門は、次の各号に掲げる部員をもって組織する。

- 一 部門長
- 二 専任大学教員
- 三 附属教育研究施設事務室長
- 四 その他部門長が必要と認めたる者

2 前項第4号の部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第4条 部門に部門長を置き、生物資源学研究科長が指名する。

- 2 部門長は、部門会議を招集し、その議長となる。
- 3 部門長に事故があるときは、部門長があらかじめ指名した部員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 部門会議は、部員の過半数の出席をもって成立する。

2 部門会議の議事は、出席部員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部員以外の者の出席)

第6条 部門会議が必要と認めるときは、部員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(事務)

第7条 部門の事務は、生物資源学研究科チームにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部門の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールド
サイエンスセンター附帯施設農場管理委員会規程

(趣旨)

第1条 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設農場（以下「農場」という。）の管理運営については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 農場は、自然・生物エネルギーを可能な限り生かしながら、環境負荷を減らした持続的な生物生産を目指し、農学・生物資源学に関するフィールドを中心とした実験・研究並びに学生農場実習の教授・指導、これらの教育・研究を通じた地域貢献等を行うことを目的とする。

(附帯施設農場次長)

第3条 農場に附帯施設農場次長を置くことができる。

- 2 附帯施設農場次長は、附帯施設農場長を補佐し、農場に関する業務を処理する。
- 3 附帯施設農場次長は、附帯施設農場長の推薦に基づき、フィールドセンター長が選考し、大学院生物資源学研究科長が任命する。

(技術業務)

第4条 第2条の目的を達成するため、技術部農場グループに次の3班を編成し、それぞれの業務を行う。

一 共同利用班

実習並びに教育ファーム及び大学ファームの企画・運営・実施

二 技術第1班

水田・施設・畑・畜舎・果樹園・機械における生産及び実習並びに教育ファーム及び大学ファームの実施

三 技術第2班

加工場、茶園における生産及び実習並びに教育ファーム及び大学ファームの実施

- 2 教育学部技術教育コースの農業実習及び研究を行うため、農場に技術教育コース実習担当者を置く。

(農場グループ長・班長)

第5条 技術部農場グループ長(以下「グループ長」という。)は三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター技術部規程第6条第2項に規定する職務のほか、附帯施設農場長を補佐し農場における技術業務を総括する。

- 2 前条第1項に規定する各班に班長を置き、技術職員をもって充て、附帯施設農場長の推薦に基づき技術部長が命ずる。

3 班長は、班を総括し、技術業務を推進する。

4 班長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(農場管理委員会)

第6条 農場の管理運営に関し次の事項を審議するため、農場管理委員会を置く。

一 実習教育の具体的実施方法等に関すること。

二 事業計画に関すること。

三 予算決算に関すること。

四 その他農場の運営に関すること。

(組織)

第7条 農場管理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 附帯施設農場長

二 附帯施設農場次長

三 専任大学教員

四 附帯施設農場長が必要と認めた大学教員

五 附属教育研究施設事務室長

(開催)

第8条 農場管理委員会は、附帯施設農場長が必要と認めた場合に開催するものとする。

2 農場管理委員会は、附帯施設農場長が招集し、その議長となる。

(農場運営会議)

第9条 農場に農場運営会議を置く。

2 附帯施設農場長は農場の円滑な運営を図るため、必要に応じて農場運営会議を開催する。

(構成)

第10条 前条の会議は、附帯施設農場長、附帯施設農場次長、附帯施設農場担当大学教員、グループ長、班長、附属教育研究施設事務室長及び附属教育研究施設事務室担当係長をもって構成する。ただし、附帯施設農場長が必要と認めた者を加えることができる。

(技術職員会議)

第11条 農場に技術職員会議を置く。

2 技術職員会議は、農場業務の緊密かつ円滑な遂行を図るため、必要に応じて開催する。

3 技術職員会議は、全技術職員で構成し、必要に応じ附帯施設農場長、附帯施設農場次長、フィールド技術長、フィールド副技術長、附属教育研究施設事務室長及び附属教育研究施設チーム担当係長を出席させることができる。

4 技術職員会議は、グループ長が招集する。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 17 年 7 月 13 日から施行し、平成 17 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 18 年 4 月 12 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域
フィールドサイエンスセンター附属施設演習林管理委員会規程

(趣旨)

第1条 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附属施設演習林（以下「演習林」という。）の管理運営については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 演習林は、森林資源学に関する実験・研究並びに学生森林演習の教授・指導等を行うことを目的とする。

(附属施設演習林次長)

第3条 演習林に附属施設演習林次長を置くことができる。

2 附属施設演習林次長は、附属施設演習林長を補佐し、演習林に関する業務を処理する。

3 附属施設演習林次長は、附属施設演習林長の推薦に基づき、フィールドセンター長が選考し、大学院生物資源学研究科長が任命する。

(研究部)

第4条 演習林における教育研究を促進するため、演習林に研究部を置き、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 演習林における調査・研究に関すること。
- 二 教育研究に関する情報の交換及び記録に関すること。

(研究部長)

第5条 前条の研究部に研究部長を置く。

2 研究部長は、附属施設演習林長の指示により研究部の業務を処理する。

3 研究部長は、演習林管理委員会構成員のうちから附属施設演習林長が命ずる。

(演習林グループ)

第6条 演習林グループ長（以下「グループ長」という。）は、三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター技術部規程第6条第2項に規定する職務のほか、附属施設演習林長を補佐し、演習林における技術業務を総括する。

(演習林管理委員会)

第7条 演習林の管理運営に関し次の事項を審議するため、演習林管理委員会を置く。

- 一 実習教育の具体的実施方法等に関すること。
- 二 事業計画に関すること。
- 三 予算決算に関すること。
- 四 その他演習林の運営に関すること。

(組織)

第8条 演習林管理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 附属施設演習林長
- 二 附属施設演習林次長
- 三 専任大学教員

四 附帯施設演習林長が必要と認めた大学教員

五 附属教育研究施設事務室長

(開催)

第9条 演習林管理委員会は、附帯施設演習林長が必要と認めた場合に開催するものとする。

2 演習林管理委員会は、附帯施設演習林長が招集し、その議長となる。

(演習林運営委員会)

第10条 演習林の運営上必要な事項の整備並びに外部機関等による演習林での調査・研究に関する検討を行うため、演習林運営委員会を置き、次の委員をもって組織する。

一 附帯施設演習林長

二 附帯施設演習林次長

三 研究部長

四 附帯施設演習林担当大学教員

五 演習林管理委員会構成員(第1号から前号の委員を除く。)のうちから選出された大学教員
3名

六 その他附帯施設演習林長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(技術職員会議)

第11条 演習林に技術職員会議を置く。

2 技術職員会議は、演習林業務の緊密かつ円滑な遂行を図るため、必要に応じて開催する。

3 技術職員会議は、全技術職員で構成し、必要に応じ附帯施設演習林長、附帯施設演習林次長、フィールド技術長、フィールド副技術長、附属教育研究施設事務室長及び附属教育研究施設事務室担当係長を出席させることができる。

4 技術職員会議は、グループ長が招集する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月25日から施行する。

三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域
フィールドサイエンスセンター附属施設水産実験所管理委員会規程

(趣旨)

第1条 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附属施設水産実験所(以下「水産実験所」という。)の管理運営については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 水産実験所は、水産学に関する実験・研究並びに学生実習の教授・指導等を行うことを目的とする。

(附属施設水産実験所次長)

第3条 水産実験所に附属施設水産実験所次長を置くことができる。

2 附属施設水産実験所次長は、附属施設水産実験所長を補佐し、水産実験所に関する業務を総括する。

3 附属施設水産実験所次長は、附属施設水産実験所長の推薦に基づき、フィールドセンター長が選考し、大学院生物資源学研究科長が任命する。

(水産実験所管理委員会)

第4条 水産実験所の管理運営に関し次の事項を審議するため、水産実験所管理委員会を置く。

- 一 実習教育の具体的実施方法等に関する事。
- 二 予算決算に関する事。
- 三 その他水産実験所の運営に関する事。

(組織)

第5条 水産実験所管理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 附属施設水産実験所長
- 二 附属施設水産実験所次長
- 三 附属施設水産実験所担当大学教員
- 四 附属施設水産実験所長が必要と認めた大学教員
- 五 附属教育研究施設事務室長

(委員以外の者の出席)

第6条 附属施設水産実験所長が必要と認めたときは、水産実験所管理委員会の委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(開催)

第7条 水産実験所管理委員会は、附属施設水産実験所長が必要と認めた場合に開催するものとする。

2 水産実験所管理委員会は、附属施設水産実験所長が招集し、その議長となる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域
フィールドサイエンスセンター技術部規程

(趣旨)

第1条 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター規程（以下「フィールドセンター規程」という。）第10条第2項の規定に基づき、三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター技術部（以下「技術部」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織及び業務)

第2条 技術部に次のグループを置き、業務欄に掲げる業務を行う。

グループ	業 務
農場グループ	農場における作物、園芸、果樹、加工、畜産、機械等の業務について専門的技術の提供及び学生の実験実習における技術的指導
演習林グループ	演習林における素材生産、育林、土木、調査、管理等の業務について専門的技術の提供及び学生の実験実習における技術的指導

- 2 フィールドセンター規程第5条第6号に規定する技術職員は、前項に掲げるいずれかのグループに所属する。
- 3 農場グループは、業務内容に応じて班毎に編成することができる。
- 4 農場グループの班編制に関し必要な事項は、別に定める。

(技術部長)

第3条 技術部に技術部長を置き、フィールドサイエンスセンター長をもって充てる。

- 2 技術部長は、技術部を統括する。

(フィールド技術長)

第4条 技術部にフィールド技術長を置き、技術職員をもって充て、技術部長が任命する。

- 2 フィールド技術長は、極めて高度の専門的な知識・技術に基づく業務を担当するとともに、技術部長を補佐し、技術部の業務を総括・整理し、技術職員に対し、指導・育成等を行う。
- 3 フィールド技術長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(フィールド副技術長)

第5条 技術部にフィールド副技術長を置き、技術職員をもって充て、技術部長が任命する。

- 2 フィールド副技術長は、特に高度の専門的な知識・技術に基づく業務を担当するとともに、フィールド技術長を補佐し、フィールド技術長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 フィールド副技術長は、技術職員の衛生・安全教育及び技術力の向上を図るため、研修等の企画・立案を行う。
- 4 フィールド副技術長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(グループ長)

第6条 第2条第1項の各グループにグループ長を置き、技術職員をもって充て、附帯施設長の推薦に基づき技術部長が任命する。

- 2 グループ長は、高度の専門的な知識・技術に基づき当該グループの業務を総括するとともに、必要に応じて技術的な指導・助言等を行う。
- 3 グループ長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、技術部に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域
フィールドサイエンスセンター宿泊所規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター宿泊所（以下「宿泊所」という。）の管理運営及び利用についての必要な事項を定める。

(目的)

第2条 宿泊所は、三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター（以下「フィールドセンター」という。）における本学の正課の授業及び教育・研究並びに一般研修等を行うための必要な宿泊等に利用することを目的とする。

(宿泊所)

第3条 フィールドセンターに次の宿泊所を置く。

- 一 フィールドセンター附帯施設農場宿泊所
- 二 フィールドセンター附帯施設演習林宿泊所
- 三 フィールドセンター附帯施設水産実験所宿泊所

(管理責任者)

第4条 宿泊所の管理責任者は、フィールドセンター長とする。

(利用者の範囲)

第5条 宿泊所を利用できる者は、次のとおりとする。

- 一 本学の職員
- 二 本学の学生（科目等履修生，特別聴講学生，研究生等を含む。）
- 三 他教育機関の教員、学生、生徒及び児童
- 四 その他フィールドセンター長が必要と認めた者

(利用の許可)

第6条 宿泊所を利用しようとする者は、所定の利用願を生物資源学研究科チーム附属教育研究施設事務室に提出し、フィールドセンター長及び当該附帯施設長の許可を得なければならない。

2 フィールドセンター長は、特別な事情が生じたときは、利用の許可を取り消し、又は利用日を変更することがある。

(利用料)

第7条 前条第1項により利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、別に定めるところにより利用料及び光熱水量料等を納付しなければならない。

2 既に納付した利用料は、原則として返還しない。

(利用上の義務)

第8条 利用者は、施設及び設備等の保全に留意し、常に正常な状態で利用するとともに、

管理責任者及び職員の指示に従わなければならない。

- 2 利用者は、火災、盗難その他の事故防止に留意しなければならない。
- 3 利用者は、故意又は過失により施設及び設備等を損傷又は滅失したときは、その損害を弁償しなければならない。
- 4 前3項の義務を怠る場合は、利用の許可を取り消し、又は事後の利用を許可しないことがある。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、フィールドセンター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月13日から施行する。

三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域
フィールドサイエンスセンター(FSC)宿泊所規程第7条関係

(附属農場・演習林・水産実験所)

利用者区分		利用目的	第7条第1項		備考
			施設利用料	クリーニング代	
第5条第1号に該当する者	本学の職員	本学の正課の授業及び教育・研究並びに一般研修等	×	○	
第5条第2号に該当する者	本学の学生 (科目等履修生、特別聴講学生、研究生等を含む。)	本学の正課の授業及び教育・研究並びに一般研修等	×	○	
第5条第3号に該当する者	他教育機関の教員、学生、生徒及び児童	教育・研究並びに一般研修等	×	○	本学の職員が帯同する場合
			○	○	本学の職員が帯同しない場合
第5条第4号に該当する者	その他FSC長が必要と認めた者	教育・研究並びに一般研修等	○	○	災害時などの緊急時は除く

○…徴収する
×…徴収しない

三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域
フィールドサイエンスセンター附帯施設農場利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター規程第3条第1号に規定する同附帯施設農場(以下「農場」という。)の利用に関し必要な事項を定める。

(利用の定義)

第2条 この規程において、農場の「利用」とは、農場を利用して、教育、調査研究及び一般研修並びに生産等を行うことをいう。

(利用者の範囲)

第3条 農場を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本学の職員
- 二 本学の学生(科目等履修生、特別聴講学生、研究生等を含む。)
- 三 他教育機関の教員、学生、生徒及び児童等
- 四 一般見学者
- 五 その他農場長が適当と認めた者

(利用の制限)

第4条 次の各号に掲げる休業日には、原則として農場を利用することができない。ただし、フィールドセンター長及び農場長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 三 年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日、前号に該当する休日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、フィールドセンター長及び農場長が必要と認めたときは、臨時に休業日とすることがある。

3 前条第3号から第5号までに掲げる者は、同条第1号及び第2号に掲げる者が農場を利用する場合又は農場の試験研究等の業務に支障のある場合には、農場を利用することができない。

(利用の申請)

第5条 農場の利用を希望する者は、所定の書類を所定の期日までに生物資源学研究科チーム附属教育研究施設事務室へ提出し、フィールドセンター長及び農場長の許可を得なければならない。

(利用期間等の変更及び利用の中止)

第6条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、利用期間、人数等の変更又は利用の中止をするときは、速やかに生物資源学研究科チーム附属教育研究施設事務室へ申し出なければならない。

(施設等利用料)

第7条 第3条第5号に掲げる者が施設を利用する場合は、施設設備利用料及び光熱水料を徴収することとし、その料金は、別に定める。

(宿泊所の利用)

第8条 第3条各号に掲げる者は、農場宿泊所（以下「宿泊所」という。）を利用することができる。

2 宿泊所の利用については、別に定める三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター宿泊所規程（以下「宿泊所規程」という。）による。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 環境汚染に係る行為は行わないこと。
- 二 動物、植物、微生物、菌類、土石等の採取及び持込みは、原則として行わないこと。
- 三 前号に規定する行為又は地形の変更、機械・施設の設置等を行うときは、所定の利用計画書に記載し、あらかじめ農場長の許可を受けること。
- 四 火災その他事故の防止に努めること。
- 五 この規程及び宿泊所規程を遵守し、安全確保のために農場の入講施設に関する指示に従うこと。

(利用者の自己責任)

第10条 利用者の故意又は過失による事故、災害等については、利用者が責任を負うものとする。

(原状回復等)

第11条 利用者は、その責に帰すべき事由により、林地、立木、動物、植物、建物及び設備等に損害を与えた場合は、原則として原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第12条 農場長は、利用者がこの規程及び宿泊所規程に違反し、又は農場の運営に支障をきたしたとき若しくはそのおそれがあると認められたときは、その利用の許可を取消し、又は利用を停止させることができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、農場の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月13日から施行する。

三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域
フィールドサイエンスセンター附帯施設演習林利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター規程第3条第2号に規定する同附帯施設演習林（以下「演習林」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用の定義)

第2条 この規程において、演習林の「利用」とは、演習林を利用して、教育（原則として三重大学（以下「本学」という。）のカリキュラムに基づく演習及び実習）、調査研究及び一般研修等を行うことをいう。

(利用者の範囲)

第3条 演習林を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本学の職員
- 二 本学の学生（科目等履修生、特別聴講学生、研究生等を含む。）
- 三 他教育機関の教員、学生、生徒、児童等
- 四 一般見学者
- 五 その他演習林長が適当と認めた者

(利用の制限)

第4条 次の各号に掲げる休業日には、原則として演習林を利用することができない。ただし、フィールドセンター長及び演習林長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 三 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日、前号に該当する休日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、フィールドセンター長及び演習林長が必要と認めたときは、臨時に休業日とすることがある。

3 前条第3号から第5号までに掲げる者は、同条第1号及び第2号に掲げる者が演習林を利用する場合又は演習林の試験研究等の業務に支障のある場合には、演習林を利用することができない。

(利用の申請)

第5条 演習林の利用を希望する者は、所定の書類に必要事項を記入して、所定の期日までに生物資源学研究科チーム附属教育研究施設事務室へ提出し、フィールドセンター長及び演習林長の許可を受けなければならない。

2 利用申請の詳細に関しては、別に定めるものとする。

(利用の調整)

第6条 演習林の利用の調整は演習林長が行う。ただし、少人数の見学の場合は演習林事務

室（平倉）が行う。

2 前項の調整過程において、第2条に規定する利用の定義に抵触するおそれがあると判断された利用申請については、演習林運営委員会において審議するものとする。

（利用の許可・不許可及び不服の申立て）

第7条 演習林長は、第5条の規定による利用申請を適当と認めるときは、当該申請者に対して所定の利用許可証を交付するものとする。ただし、利用申請が適当でないと判断した場合は、当該申請者に対して、不許可の理由を明示した所定の不許可理由書を送付するものとする。

2 前項において、不許可となった者は、不許可理由書の発行日から14日以内に不服を申し立てることができる。

3 前項の不服申立てについては、演習林運営委員会において審議し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

（利用期間等の変更及び利用の中止）

第8条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用期間、人数等の変更又は利用の中止をするとき、速やかに生物資源学研究科チーム附属教育研究施設事務室又は演習林事務室（平倉）へ申し出なければならない。

（宿泊所の利用）

第9条 第3条各号に規定する者は演習林宿泊所（以下「宿泊所」という。）を利用することができる。

2 宿泊所の利用については、別に定める三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター宿泊所規程（以下、「宿泊所規程」という。）による。

（利用者の義務）

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 環境汚染に係る行為は行わないこと。

二 動物、植物、微生物、菌類、土石等の採取及び持込みは、原則として行わないこと。

三 前号に規定する行為又は地形の変更、機械・施設の設置等を行うときは、所定の利用計画書に記載し、あらかじめ演習林長の許可を受けること。

四 火災その他事故の防止に努めること。

五 この規程及び宿泊所規程を遵守し、安全確保のために演習林の入林に関する指示に従うこと。

六 その他、別に定める三重大学平倉演習林利用の手引きに従うこと。

（利用者の自己責任）

第11条 利用者の故意又は過失による事故、災害等については、利用者が責任を負うものとする。

（原状回復等）

第12条 利用者は、その責に帰すべき事由により、林地、立木、動物、植物、建物及び設備等に損害を与えた場合は、原則として原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第13条 演習林長は、利用者がこの規程及び宿泊所規程に違反し、又は演習林の運営に支障をきたしたとき若しくはそのおそれがあると認められたときは、その利用の許可を取消し、又は利用を停止させることができる。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、演習林の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成22年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月13日から施行する。

三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールド
サイエンスセンター附帯施設水産実験所利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター規程第3条第3号に規定する同附帯施設水産実験所（以下「水産実験所」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用の定義)

第2条 この規程において、水産実験所の「利用」とは、水産実験所を利用して、教育、調査研究及び一般研修等を行うことをいう。

(利用者の範囲)

第3条 水産実験所を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本学の職員
- 二 本学の学生（科目等履修生、特別聴講学生、研究生等を含む。）
- 三 他教育機関の教員、学生、生徒及び児童等
- 四 一般見学者
- 五 その他水産実験所長が適当と認めた者

(利用の制限)

第4条 次の各号に掲げる休業日には、原則として水産実験所を利用することができない。ただし、フィールドセンター長及び水産実験所長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 三 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日、前号に該当する休日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、フィールドセンター長及び水産実験所長が必要と認めたとときは、臨時に休業日とすることがある。

3 前条第3号から第5号までに掲げる者は、同条第1号及び第2号に掲げる者が水産実験所を利用する場合又は水産実験所の試験研究等の業務に支障のある場合には、水産実験所を利用することができない。

(利用の申請)

第5条 水産実験所の利用を希望する者は、所定の書類を所定の期日までに生物資源学研究科チーム附属教育研究施設事務室へ提出し、フィールドセンター長及び水産実験所長の許可を得なければならない。

(利用期間等の変更及び利用の中止)

第6条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用期間、人数等の変更又は利用の中止をするときは、速やかに生物資源学研究科チーム附属教育研究施設事務室

へ申し出なければならない。

(施設等利用料)

第7条 第3条第5号に掲げる者が施設を利用する場合は、施設設備利用料及び光熱水料を徴収することとし、その料金は、別に定める。ただし、宿泊所施設設備利用料に関してはその限りではない。

(宿泊所の利用)

第8条 第3条各号に掲げる者は、水産実験所宿泊所（以下「宿泊所」という。）を利用することができる。

2 宿泊所の利用については、別に定める三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター宿泊所規程（以下「宿泊所規程」という。）による。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 環境汚染に係る行為は行わないこと。
- 二 動物、植物、微生物、菌類、土石等の採取及び持込みは、原則として行わないこと。
- 三 前号に規定する行為又は地形の変更、機械・施設の設置等を行うときは、所定の利用計画書に記載し、あらかじめ水産実験所長の許可を受けること。
- 四 火災その他事故の防止に努めること。
- 五 この規程及び宿泊所規程を遵守し、安全確保のために水産実験所の入講施設に関する指示に従うこと。

(利用者の自己責任)

第10条 利用者の故意又は過失による事故、災害等については、利用者が責任を負うものとする。

(原状回復等)

第11条 利用者は、その責に帰すべき事由により、林地、立木、動物、植物、建物及び設備等に損害を与えた場合は、原則として原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第12条 水産実験所長は、利用者がこの規程及び宿泊所規程に違反し、又は水産実験所の運営に支障をきたしたとき若しくはそのおそれがあると認められたときは、その利用の許可を取消し、又は利用を停止させることができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、水産実験所の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月13日から施行する。

三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域
フィールドサイエンスセンター職員安全衛生管理細則

(目的)

第1条 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター（以下「フィールドセンター」という。）職員の安全衛生管理活動の充実、労働災害の未然防止については、三重大学職員安全衛生管理規程（以下「規程」という。）及び大学院生物資源学研究科・生物資源学部安全マニュアル（以下「マニュアル」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(安全管理)

第2条 附帯施設農場、附帯施設演習林及び附帯施設水産実験所（以下「各施設」という。）の長は、規程第7条第2項各号に定める安全管理業務を行わなければならない。

2 各施設の長は、施設・設備等の検査及び整備状況について、毎年9月末日及び3月末日までに、任意の書式により安全管理責任者に報告しなければならない。

3 各施設の長は、緊急性又は重要性等を要する場合は、速やかに安全管理責任者に報告しなければならない。

(衛生管理)

第3条 各施設の長は、規程第8条第2項各号に定める衛生管理業務を行わなければならない。

2 各施設の長は、労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備状況について、毎年9月末日及び3月末日までに任意の書式により衛生理推進者に報告しなければならない。

3 各施設の長は、緊急性又は重要性等を要する場合は、速やかに衛生推進者に報告しなければならない。

第4条 各施設の長は、規程第20条第2項に定める巡視を実施し、有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するための必要な措置を講ずるとともに速やかに衛生管理者に報告しなければならない。

(安全衛生委員会)

第5条 各施設の長は、月1回以上安全衛生委員会を開催し、安全衛生管理に関する事項について調査審議を行い、速やかにフィールドセンター長に報告するものとする。

2 フィールドセンター長は、各施設の報告に基づき必要な措置をとるとともに、必要により学長に改善要求を行う。

(資格・免許等)

第6条 フィールドセンターにおいて機械・設備等を操作する場合は、必要な資格を有していなければならない。

2 各施設の長は、毎年度4月末日までに、所有する機械・設備等名及びそれらの操作に必要な資格・免許を有する者の名簿を安全管理責任者に提出しなければならない。

3 各施設の長は、職員の所有する資格・免許の把握に努め、前項に定めるもののほか職務上有益と認められる資格・免許について任意の書式により所有者名簿を作成し、前項の報告と併せて提出するものとする。

(注意事項の準用)

第7条 フィールドセンターにおいて作業を行う場合は、マニュアル「2-4 フィールドサイエンス実験・実習」について定める注意事項及び遵守事項を準用する。

(応急措置)

第8条 作業中に負傷した場合、速やかに事務室に連絡するとともに、必要により救急車及び警察へ通報しなければならない。

2 連絡を受けた事務室においては、救急車及び警察への通報の有無について確認し、負傷の程度により通報及び搬送準備を行うものとする。

(機械、施設の一時使用者に対する通知)

第9条 フィールドセンターにおいて、大学以外の者に機械器具等又は施設を一時使用させる場合には、当該機械、器具等又は施設を有する各施設の長は、その安全な使用に関し、使用者に必要な事項を通知しなければならない。

2 前項に定める必要な事項は、マニュアルを準用する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、フィールドセンター職員の安全衛生管理に関し必要な事項は、安全管理責任者が定める。

附 則

この細則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター所有の公用車運用管理に関する申合せ

この申合せは、国立大学法人三重大学公用車運用管理規程(以下「規程」という。)について、大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンターが所有する公用車の運用及び管理に関し必要な事項を定める。

規程第1条関係

公用車の種類は、乗用車、ワゴン、バン及びトラックとする。

規程第2条関係

運転手は、管理者の許可を受けた使用者をいう。

規程第3条関係

管理者は、次のとおり管理主任者を命ずるものとする。

施設名	管理主任者
附帯施設農場	生物資源学研究科チーム附属教育研究施設事務室 総括担当係長
附帯施設演習林	演習林次長

規程第5条関係

公用車の使用については、次のとおりとする。

1. 使用の範囲

- (1) 学生の実習等に関すること。
- (2) 事務連絡、その他教育・研究用務等で必要と認める場合。

2. 使用できる期間

- (1) 原則として、月曜日から金曜日(休日を除く。)までとする。
- (2) (1)にあっても、車両点検等の日は除く。

3. 使用の順位

- (1) 学生実習等授業で使用する用務に関すること。
- (2) 事務連絡、その他教育・研究用務等に関すること。
- (3) 全学行事等で使用する場合は、この限りとしない。

4. 事務職員等の使用

使用に当たっては、別に定める「公用車の使用心得」を遵守するものとする。

5. 使用地域

公用車の使用は、原則1日とする。

規程第6条及び7条関係

公用車を使用する者は、管理主任者に申し出て、公用車使用簿に記載するものとする。

規程第14条関係

公用車の使用に関する経費の負担は、次のとおりとする。

1. 燃料の給油等を行う場合は、当該公用車を所有する附帯施設で負担するものとする。
2. 有料道路の通行料等については、当該公用車を所有する附帯施設で負担するものとする。
3. 高速道路の通行料の支払いは、原則ETCを使用し、当該附帯施設で負担するものとする。（ただし、都合により本学の予算を使用しない場合は、現金払いを認める。）

付 記

この申合せは、平成24年6月1日より実施する。

付 記

この申合せは、令和6年4月1日より実施する。

三重大学フィールド研究・技術年報に関する規程

第1条 三重大学フィールド研究・技術年報（以下「年報」という。）は、本学教職員が三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター（以下「フィールドセンター」という。）及び附属練習船勢水丸を用いて行った学術・実用研究の成果並びに地域貢献に資する情報を発表することを目的とする。

2 年報は、英名 *Annals of Research and Technology, Mie University* とし、原則として年1回、年度末に発行する。

第2条 年報の編集・発行は年報編集委員会が行い、委員会委員は、フィールドセンター長、各附帯施設長、船長及びフィールドセンター長が指名する者とする。

2 編集委員会に委員長を置き、編集委員会の議を経てフィールドセンター長が任命する。

第3条 年報の研究報告原稿は、次条第2号に定める閲読を受けるものとする。

第4条 委員会は、次の事項を行う。

- 一 原稿の募集
- 二 複数の閲読者（必要に応じて依頼する学外者を含む。）の選定、原稿閲読の委嘱、論文等の掲載の可否及び受理日の確認
- 三 編集及び印刷
- 四 年報の配布及び交換
- 五 その他必要と認める事項

第5条 編集委員会は、年間を通じて原稿を受け付けるものとし、受付時（受付日）に受領書を交付する。また、編集委員会が掲載を認めた日付をもって受理日とし、受付日及び受理日を掲載論文等に明記する。

第6条 年報に掲載された論文、総説等の著作権は、三重大学大学院生物資源学研究科に帰属する。

附 則

この規程は、平成16年11月10日から施行する。

附 則

この規程は平成24年4月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

三重大学フィールド研究・技術年報投稿規定

1. 投稿者

投稿者は、原則として本研究科大学教員及び技術職員とする。ただし、共著者には本研究科教職員以外を含むことができる。

2. 原稿の種類

一 論文等

- ・研究論文（英文サマリーを添付し、閲読を要する）
- ・総説
- ・技術報告

二 業務報告

- ・センター各部門の年間総括

三 資料

- ・センターを利用した教育・研究実績
- ・気象記録
- ・報告（業務報告の補足等）

3. 原稿の提出

原稿は、図表を含めた本稿1部、そのコピー2部と投稿カード1部を添えて年報編集委員会（以下「委員会」という。）に提出する。なお、原稿受理後には電子媒体を提出する。

4. 研究論文の受理・掲載

研究論文の受理・掲載は、閲読者の見解を参考にして、委員会が決定する。

5. 校正

校正は、著者が行う。校正に際しては委員会が認めたものを除き、原稿の改変を行ってはならない。

6. 別刷

別刷は50部とし、それ以上希望する場合の費用は投稿者が負担する。

別刷の必要部数は、投稿カードに記入する。

7. 投稿カード

投稿カードには、次の事項を記入する。

- 一 著者名（和文及びローマ字）
- 二 所属（和文及び欧文）
- 三 論文題目（和文及び欧文）
- 四 略表題（ランニングタイトル）
- 五 原稿枚数（本文、図、表及び写真の枚数）
- 六 希望別刷部数
- 七 投稿責任者名